

全タク連発第41号
令和8年6月1日

協会長 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

軽自動車タクシーの導入に係る関係通達について

今般、国土交通省物流・自動車局旅客課及び整備課から、軽自動車タクシーの導入に係る下記関係通達が発出されましたのでお知らせいたします。

軽自動車タクシーを導入する協会においては本通達を踏まえ、速やかに準備いただきますようよろしくお願いいたします。

記

別添1 「タクシー事業における軽自動車の活用について」

別添2 「「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」
の一部改正について」

別添3 「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」